

高橋雨水ポンプ場整備に係る事務事業事故
に関する内部調査報告書

令和3年3月

静岡市上下水道局

目 次

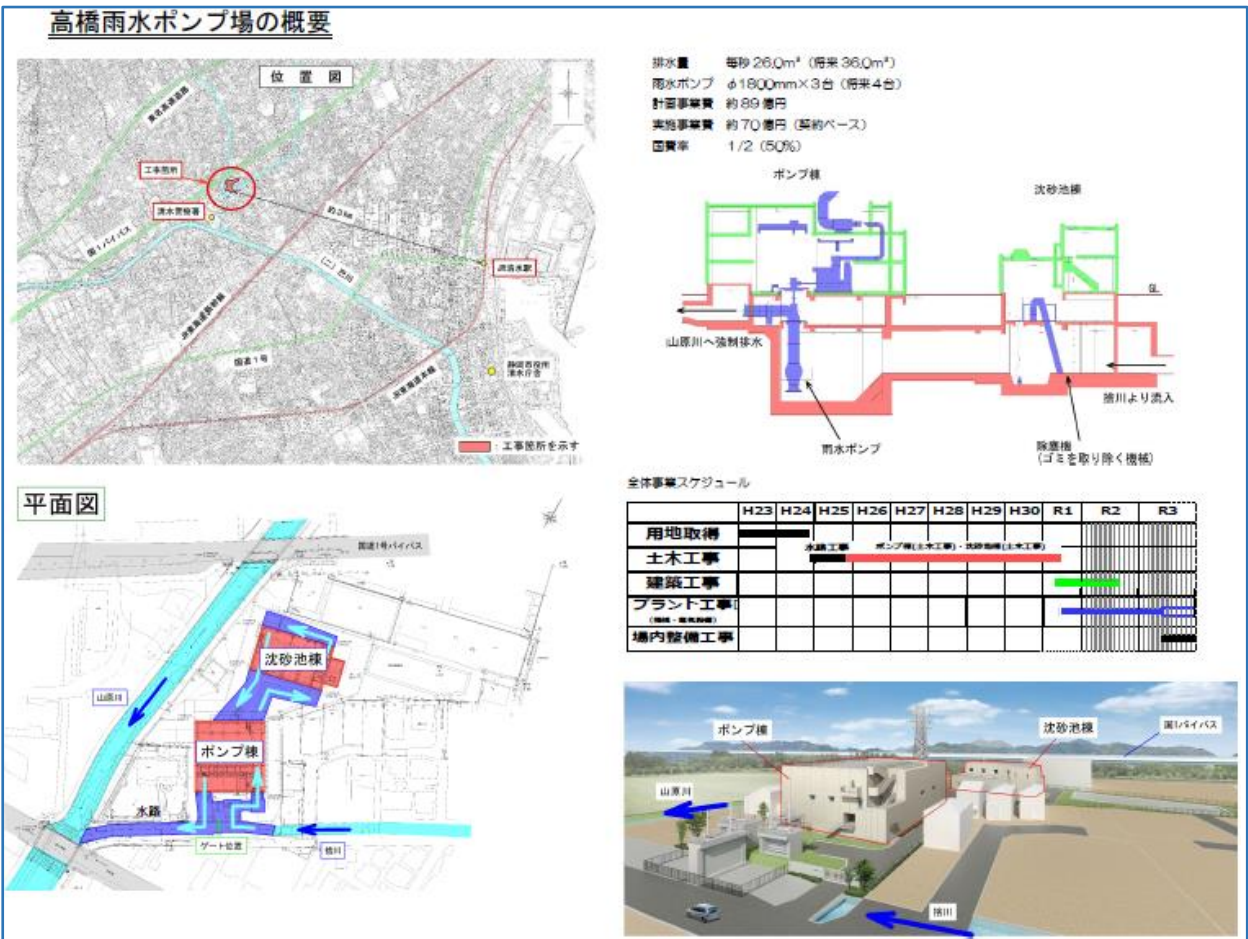
1	事務事業事故の概要	P 1
2	問題点の整理		
	(1) 平成25年度当時の「消防同意」の考え方について	P 2
	(2) 防火区画の考え方について	P 3
	(3) 危険物許可申請書の提出時期及び添付する図面について	P 3
3	本委員会の結論	P 4
4	再発防止に向けた取り組みについて	P 5
5	その他		
	(1) 内部調査委員会設置要綱	P 6
	(2) 本委員会の活動実績	P 7
	(3) 本委員会委員及び各作業部会員	P 8

1 事務事業事故の概要

高橋雨水ポンプ場整備については、平成22年度に基本設計を実施し事業を開始した。23年度より土地の購入、24年度にポンプ棟及び沈砂池棟の建物に係る詳細設計が完了し、25年11月に建築基準法第18条の規定による計画通知を公営企業管理者から建築主事（静岡市）に提出、26年2月に確認済証の交付を受け同年同月土木工事に着手した。令和元年度に入り土木工事が完了し、令和元年8月からポンプ棟の建築工事ほか各種設備工事に着手した。

令和2年8月に入り危険物許可の申請を消防局に提出したが、ポンプ棟については「防火区画に階層は設けられない」「詳細な図面（施工図）が付されていない」など消防法に適合できていないことから受理されず、危険物施設としての許可を得るための追加工事が必要となり、事業の遅延が生じている。このため供用開始予定は、当初の3年8月末から7か月程度遅れる4年3月末となった。

今回の事案について、事業実施における事務事業事故として上下水道局内に「高橋雨水ポンプ場整備に係る内部調査委員会」を設置し、同委員会で関係者への聴取や関係書類の精査を行い、このような事態に至った原因や問題点を整理するとともに、再発防止のための取り組みを検討した。



2 問題点の整理

今回、下水道部は消防法の許可を受けずにポンプ棟の建築工事に着手したが、このような誤りがどこに起因していたのかを考察すると、大きく分けて以下の3つの論点に集約されることが分かった。よって、調査報告にあたり、これらの視点から原因を検証する。

(1) 平成25年当時の「消防同意」の考え方について

○下水道部の認識

平成25年11月5日付けのポンプ棟に係る建築基準法第18条第2項の規定に基づく計画通知書の提出により、所管課である下水道建設課は建築主事から、26年2月10日付けで確認済証の交付を受けていることから、危険物許可施設としてのポンプ棟については、既に消防同意を得ていると考えていた。そのため、正式な危険物許可施設としての許可申請は、問題なく許可が得られ、仮に追加措置が必要となったとしても軽微な修正に留まると認識していた。

○消防局の見解

下水道部による平成25年11月時のポンプ棟に係る計画通知書の提出及びこれに対する建築主事の確認済証交付の根拠は、建築基準法第18条第2項及び第3項であり、当該計画通知書は建築主事経由で査察課が受理するものの、その内容等の審査をする行為ではなく、「同意」した事実はない。

危険物許可施設に係る許認可については、消防法第11条の規定に基づき予防課が審査するもので、計画通知書や確認済証とは全く別ものである。なお、危険物許可施設の許可は、当該施設の工事を着工するまでに得ておく必要がある。

【消防局（査察課、予防課[危険物規制係]）で行う業務区分表】*内部調査委員会作成

消 防 局	査察課で行うもの		予防課(危険物規制係)で行うもの
項 目	消防同意 (民間の建物)	計画通知書 (公共の建物)	危険物許認可
業 務 内 容	確認申請書の同意	受理のみ(任意審査)	危険物許可申請書の審査
関 係 法 令	消防法第7条	建築基準法第18条	消防法第11条
審 査 範 囲	建築物の防火規定 ・消防法施行令 ・消防法施行規則	同左(任意)	危険物の許可に関する基準 ・危険物の規制に関する政令 ・危険物の規制に関する規則
行政行為の 位 置 付 け	確認行為を行う建築主事等に対する内部行為	建築基準法に基づく通知	申請に対する処分
行 政 庁	消防長又は消防署長		市長村長等
必 要 な 図 面 等	建物の構造、用途、火気設備等 及び消防法設備等の計画図面		危険物施設の位置、構造、設備に関する 図面、その他総務省令で定める書類

(2) 防火区画の考え方について

○下水道部の認識

危険物許可施設の許可申請における「防火区画」は、ポンプ棟建屋内の壁や床構造などを決定づける重要な要素であるため、平成25年度当時の消防局（清水消防署）との複数回にわたる協議などを行い、建築基準法に基づく計画通知書を建築主事に提出している。

この計画通知書は、消防局（査察課）にも提出していることから、予防課や清水消防署などの消防局関係課に供覧、情報共有され、下水道部としては将来必要となる危険物許可施設の許可申請の際には、防火区画の解釈について問題となるとは認識していなかった（参考図）。

○消防局の見解

建物の一部分を危険物施設とする場合、危険物施設に該当する部分がどこかを明確にするため、規制範囲（危険物施設の部分）を決める必要があり、平成25年度においてポンプ棟の規制範囲を決めている。規制範囲には消防法令の基準に適合した床や壁の構造とすることや防火区画の形成が求められる。

本事案については、規制範囲の打合せはしたが、その後、防火区画等をどのようにするかの具体的な打合せは無く、令和元年度に消防法令の基準を満たしていない状態のまま建築が始まった。

区画の考え方が変わったわけではなく、仮に早期に危険物の許可申請書が提出されていれば、消防法令の基準に適合した区画等にするよう指導ができていた。

なお、下水道建設課の打合せ記録簿には「規制範囲」に関する記述が「規制区画」となっており、消防局が伝えた規制範囲と区画を混同していたため、平成25年度当初と現在で区画の考え方が変わったと考えているのではないか。

消防局の区画の考え方に変更はない。

(3) 危険物許可施設の許可申請書の提出時期及び添付する図面について

○下水道部の認識と対応

下水道部は、平成26年度から30年度にかけ、ポンプ棟の基礎・土木工事を当初計画された工期から大幅に延長した。これは、本事業用地が捨川と山原川に挟まれた狭隘かつ軟弱な地盤であり強固な土木工事が必要であったこと及び地域住民への振動、騒音対策などに予想以上の時間を要したためである。この期間は、これらの対応により業務が多忙を極めていた。

建築工事契約後の令和元年11月、消防局に危険物許可施設の許可申請書の提出時期について相談したところ、ポンプ設備などの機械関係の詳細な仕様（以下「施工図」

という。)が決まり次第提出することとなった。

※施工図：建築や機械・電気設備工事などを実際に竣工、完成させるための詳細な図面

令和2年3月に消防局より許可申請書の提出の催促があったが、施工図がまだ完了していないため、同年4月に許可申請書の事前確認用として設計図を提出した。

同年8月に施工図がほぼ完成したため許可申請書を提出したところ、防火区画が消防法の基準を満たしていないことなどから受付されなかった。

その後、改めて消防局に相談し、当局の指示に従い必要な追加工事を実施することになった。

○消防局の見解

《本来の危険物許可施設の許可申請書提出の時期及び添付する図面》

危険物許可施設の許可申請書は工事（土木・基礎、建築工事）着工前に許可証の交付を受けている必要がある。

《今回の危険物許可施設の許可申請書提出の時期及び添付する図面》

令和2年8月時点では、危険物許可を要するポンプ設備の設置工事等には着手しておらず消防法令に違反している状態ではないものの、既に建築工事が進められていたため、危険物許可施設、設備（ポンプ設備、燃料貯留設備等）の詳細な仕様が決定した施工図を速やかに提出するよう指導した。

3 本委員会の結論

コンプライアンス推進課長立ち合いのもと、本事業に関わった下水道部等の職員に聴取を行った結果、これら職員は一貫して上記「2（1）～（3）」の認識を持っていた。

同様に消防局にヒアリングしたところでは、上記「2（1）～（3）」のとおりであることが確認された。

このことから、今回の問題点は、平成25年度のポンプ棟の計画通知書や同時期に行われた下水道部職員と消防局職員の協議事項について、下水道部に複数の誤認があったためであると考えられる。

誤認の内容については、以下の3点を確認した。

- ① 「建築基準法による確認済証の交付」をもって、危険物許可施設としての整備に対する消防局による同意がされていると解釈し、将来必要とされる危険物許可施設としての許可申請は容易に受理されるものと誤認した。
- ② 消防局との協議中の「規制範囲」を「防火区画」と誤認した。
- ③ 実際の工事は、建屋建築の後にポンプ設備設置工事の順で推移するが、ポンプ設備設置工事までに消防許可を得ていればよいと誤認した。

また、ヒアリング以外で当委員会が資料等の精査を行った中で、平成25年5月から7月にかけての用途地域（建築基準法第48条第4項関係）変更許可手続きにおいて、消防局との十分な事前協議の必要性について指摘事項として付されていたが、数回の協議はあったものの、26年2月に確認済証が交付されたことで協議が完了したと誤認した事実も確認された。

誤認が発生した平成25年度から30年度までの間、下水道部内で危険物許可施設の防火区画の相談や申請時期についての再確認が行われず、組織として誤認したまま、課題としての引継ぎがされていなかった。

平成25年度当初及び消防局への相談を再開した30年度以降は、都度相談していることは当時の議事録等から伺い知ることにはできるが、許可申請者としての知識の掘り下げ、研究、疑念を持つ姿勢などが不足し、課題や懸案事項などを組織的に共有せず、補完体制も十分に機能していなかったのではないかと考える。

また、長期に亘る本事業期間全体を通して組織的な進行管理が徹底できていなかったことが言える。

4 再発防止の取組みについて

本委員会は、下水道部に対して以下の取組みを徹底させる。

- (1) 協議、相談などは複数人で対応し、議事録を作成の上、双方の確認を取る。
事業の内容により相当の期間（1年以上）の経過が想定される場合には、関係機関等と（四半期毎など）定期的な情報共有の場を設定する。
- (2) 不明箇所は、直ちに整理確認し、保留事項を作らないようにする。
- (3) 複数年度に亘る事業の実施時は、引継簿を作成し、定期的に所属長の確認を受けた上で、関係職員による引継ぎを確実に行う。
- (4) 工事種別ごとの関係法令チェックリストや手続きフローを作成し、これらに基づき、工事ごとに申請・届出状況等の管理を行い、定期的に所属長の確認を受ける。
- (5) 基本設計、詳細設計発注時に関係法令等を仕様の中で確認する。
- (6) 職員の法制度的知識習得を図るとともに誤認を防止するため、関係法令等に係る研修を実施する。

5 その他

(1) 内部調査委員会設置要綱

静岡市上下水道局高橋雨水ポンプ場整備に係る内部調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市上下水道局は、高橋雨水ポンプ場整備（以下「ポンプ場整備」という。）に係る諸問題の原因を調査するため、静岡市上下水道局高橋雨水ポンプ場整備に係る内部調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 静岡市公営企業管理者の諮問に応じ、ポンプ場整備に係る事業遅延、建築基準法等関係法令及び規制等に係る事務処理等における遅延等の原因を明確にするための調査を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために公営企業管理者が必要があると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、上下水道局次長の職にある者を、副委員長は上下水道局下水道部下水道総務課長の職にある者を、委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 第2条各号に掲げる所掌事項について、必要な資料の収集及び整理その他の作業を行うため、委員会に次に掲げる作業部会を置き、当該各号に掲げる事項を所掌させる。

(1) 事情聴取部会 ポンプ場整備に係る資料収集及び担当者等への聴取に関すること。

(2) 法務調査部会 ポンプ場整備に係る法令及び規制等の整理に関すること。

(3) 事務部会 委員会及び作業部会における庶務に関すること。

- 2 各作業部会は、委員長が上下水道局職員のうちから指名し、また、総務局コンプライアンス推進課に属する職員に委嘱するものをもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 前条の規定は、作業部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「作業部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(委員及び部会員の守秘義務)

第8条 委員及び部会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月3日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

上下水道局次長兼水道部長
上下水道局下水道部下水道総務課長
上下水道局下水道部下水道計画課長
上下水道局水道部水道総務課長

別表第2 (第7条関係)

事情聴取部会長	上下水道局下水道部下水道総務課長
法務調査部会長	上下水道局下水道部下水道総務課総務係長
事務部会長	上下水道局下水道部下水道総務課総務係長

(2) 本委員会の活動実績

- ① 調査委員会 (原則、毎週木曜日午後)
 - 令和3年2月18日(木)～3月25日(木) 計4回
- ② 事情聴取部会
 - 令和3年2月5日(金)～3月22日(月)
 - ・現前下水道部職員 10人 延16回
 - ・消防局への問い合わせ
- ③ 法務調査部会
 - ・令和3年2月4日(木) 政策法務課への相談
 - ・令和3年3月25日(木) 政策法務課への相談
 - 契約図書、協議議事録、法手続書類等の精査

(3) 本委員会委員及び各作業部会員

内部調査委員会

調査委員長	服部 憲文 上下水道局次長兼水道部長
副委員長	榊原 光男 上下水道局下水道部下水道総務課長
委員	石原 誉士 上下水道局下水道部下水道計画課長
委員	花村 文夫 上下水道局水道部水道総務課長

事情聴取部会

部会長	榊原 光男 上下水道局下水道部下水道総務課長
部会員	森 誠 上下水道局下水道部下水道総務課経理係長
部会員	村田 智草 上下水道局水道部水道総務課総務係主査
部会員	藤田 敦 総務局コンプライアンス推進課長

法務調査部会

部会長	川口 哲生 上下水道局下水道部下水道総務課課長補佐兼総務係長
部会員	金原 淳朗 上下水道局下水道部下水道総務課総務係主査
部会員	青野 洋平 上下水道局水道部経営企画課経理係主査

事務部会

部会長	川口 哲生 上下水道局下水道部下水道総務課課長補佐兼総務係長
部会員	畠山 直己 上下水道局下水道部下水道計画課課長補佐兼雨水計画係長
部会員	阿部 卓也 上下水道局下水道部下水道計画課企画係主幹
部会員	神村 和良 上下水道局下水道部下水道建設課設計調整係主査